



# 長野県報

9月29日(月)  
平成20年  
(2008年)  
第2003号

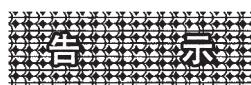
## 目 次

### 告 示

農業委員会補助金等交付要綱（昭和42年長野県告示第362号）の一部改正（農業政策課）	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（3件）（砂防課）	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（3件）（砂防課）	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（3件）（砂防課）	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（3件）（砂防課）	5
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更（会計課）	6
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	6
昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部改正（会計課）	6

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（生活文化課NPO活動推進室）	6
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	7
家畜伝染病発生の届出（園芸畜産課）	7
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	7
一般競争入札（建設政策課技術管理室）	7
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	8
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会（生活安全企画課）	8
特定調達契約に係る一般競争入札（東北信運転免許センター）	9



### 長野県告示第539号

農業委員会補助金等交付要綱（昭和42年長野県告示第362号）の一部を次のように改正し、平成20年度の補助金から適用します。

平成20年9月29日

長野県知事 村井 仁

第9を第10とし、第8を第9とし、第7を第8とし、第6を第7とし、第5の次に次のように加える。

（状況報告）

第6 補助金等の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、毎会計年度各4半期（第4・4半期を除く。）ごとに、当該期間経過後10日以内に、知事に当該補助事業の遂行状況を報告するものとする。

2 前項に規定する遂行状況の報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 市町村 農業委員会補助事業等遂行状況報告書
- (2) 農業会議 農業会議補助事業遂行状況報告書

農業政策課

### 長野県告示第540号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに関係の建設事務所、村役場に備え置きます。

平成20年9月29日

長野県知事 村井 仁

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
渡場	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた区域	上伊那郡中川村	葛島	葛島	945番3 953番1 1479番2 1472番 1464番 995番2 1004番8 1003番2 996番1 986番 965番7 961番3	1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号 11号 12号

砂防課

### 長野県告示第541号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年9月29日

長野県知事 村井 仁

#### 1 土砂災害警戒区域の名称

大沢、観音堂、上の山、沢入、桜洞、大洞3、小寺坂、北ノ入、大沢（沢底）、手引沢、しもいり沢、ホソダ、栗ノ木平、舟が入、長洞、梅の沢、堂平、水無、河子沢、二洞1、東山1、二洞2、矢沢川、姫御前、鳥の子川1、鳥の子川2、太田川、樋の沢川、江ノ洞、滝ノ洞1、滝ノ洞2、梨洞、楡沢、大平川、久保田川、五軒家川、新町工業団地鳥居沢川、北の沢、キツネ塚、秣沢1、秣沢2、矢口、上の原、中ノ沢川2、越道、神道洞、はが山、仏明、わご、稗田洞、治郎沢、中山1、中山2、中井洞、松木洞、出の洞及び東山2

#### 2 指定の区域

上伊那郡辰野町及び箕輪町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

### 長野県告示第542号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年9月29日

長野県知事 村井 仁

#### 1 土砂災害警戒区域の名称

込地-1、田ノ入沢、山諸沢、弥次郎沢、桧沢-1 桧沢-2、塩田沢、本御堂沢、箱柿沢、八重沢、池沢、大林沢-2、南塩沢、大林沢-1、大池沢、泥沢、萩ノ洞沢、小立野（南）、佃田沢、日岐沢-2、日岐沢-1、袖沢川-1、袖沢川-2、梶本沢、桐ノ木沢、宮ノ沢、寺沢、城ノ沢、北会沢、柳久保沢、北ノ沢-1 及び北ノ沢-2

#### 2 指定の区域

東筑摩郡生坂村及び北安曇郡池田町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

**長野県告示第543号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年9月29日

長野県知事 村井 仁

## 1 土砂災害警戒区域の名称

千原田川、中尾沢（西）、中尾沢（東）、出沢1、出沢2、久保沢、舞台沢1、舞台沢2、追沢、入沢、山宮沢、樋詰沢及び荒沢（東）

## 2 指定の区域

上水内郡信州新町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第544号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年9月29日

長野県知事 村井 仁

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

大沢、観音堂、上の山、桜洞、大洞3、小寺坂、北ノ入、大沢（沢底）、手引沢、しもいり沢、ホソダ、栗ノ木平、舟が入、長洞、梅の沢、堂平、水無、河子沢、二洞1、東山1、二洞2、矢沢川、姫御前、鳥の子川1、鳥の子川2、太田川、樋の沢川、江ノ洞、滝ノ洞1、梨洞、榆沢、大平川、五軒家川、新町工業団地鳥居沢川、北の沢、キツネ塚、株沢1、矢口、上の原、中ノ沢川2、越道、神道洞、仏明、わご、稗田洞、治郎沢、中山1、中井洞、松木洞及び出の洞

## 2 指定の区域

上伊那郡辰野町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

**砂防課**

**長野県告示第545号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年9月29日

長野県知事 村井 仁

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

込地-1、田ノ入沢、山諸沢、弥次郎沢、桧沢-1、桧沢-2、塩田沢、本御堂沢、箱柿沢、八重沢、池沢、大林沢-2、南塩沢、大林沢-1、大池沢、泥沢、萩ノ洞沢、小立野（南）、佃田沢、日岐沢-2、日岐沢-1、袖沢川-1、袖沢川-2、梶本沢、宮ノ沢、寺沢、城ノ沢、柳久保沢、北ノ沢-1及び北ノ沢-2

## 2 指定の区域

東筑摩郡生坂村及び北安曇郡池田町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

**砂防課**

**長野県告示第546号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年9月29日

長野県知事 村井 仁

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

千原田川、中尾沢（東）、出沢1、久保沢、舞台沢1、舞台沢2、追沢、入沢、山宮沢、樋詰沢及び荒沢（東）

## 2 指定の区域

上水内郡信州新町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

**砂防課**

**長野県告示第547号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年9月29日

長野県知事 村井 仁

**1 土砂災害警戒区域の名称**

馬乗石1、下辰野3、沢底1、山の神1、大石平、桜洞2、入村湯戸、大洞、硯沢、堂づる根下、中山1、中山2、東山、北湯舟1、南湯舟、辰高下、下町（林の下）、向袋、豊南短大、下辰野2、狐窪、仏明、桜洞1、日射場、夏明、河子沢1、二洞庵上、上の原、大久保、堂沢、松窪、北ノ沢2、ヨセラ、竹林、手綱切場、神主谷、中山3、竹の花土手、北湯舟3、富士塚泉水、楡沢川、大平川、五軒家川、五軒家川2、鶴井1、鶴井2、新町諏訪神社、東浦、神戸田、南原、南原3、鳥居沢川、自郎沢、中井、北ノ沢4、北ノ沢、北ノ沢7、北ノ沢8、日向林、大日尻、矢口、北マチ、北沢団地、山際、矢沢1、矢沢2、二洞、自動車学校上、追の瀬、八島神社土手、次の下、小沢、横ブケ、中外垣上、妙見様、神主谷1、下越道1、下越道2、越道1、日陰、天神様、北の入、南沢、小寺坂下、地蔵堂、中尾、うばふところ向平、うばふところ、大たこうど、神道洞、中山4、大土手、越道、山の神2、高徳寺、富士塚、後阿原、平出山、駒奇1、駒奇2、よこやま、横手下、横手、笠根、横手上、天神様（鴻の田）、林久保、チドリコ1、チドリコ2、棚林、裏山1、裏山2、裏山3、堂山、井出の清水、小見山、螢遊館、寺山窪、松ヶ丘南下、螢遊館下、螢遊館上、馬乗石2、山の尾下、茅付沢及び川向

**2 指定の区域**

上伊那郡辰野町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第548号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年9月29日

長野県知事 村井 仁

**1 土砂災害警戒区域の名称**

下生坂1、下生坂2、下生坂3、下生坂4、下生坂5・6、下生坂7、下生坂8、下生坂9、下生坂10、下生坂11、下生坂12・13、下生坂14・15、下生坂16、下生坂17、下生坂18、下生坂19、下生坂20、下生坂21、上生坂1、上生坂2・3、上生坂4、上生坂5、上生坂6、上生坂7、上生坂8、上生坂9・10、上生坂11、上生坂12、上生坂13、上生坂14、上生坂15、上生坂16、上生坂17、上生坂18、上生坂19、上生坂20、上生坂21・22、上生坂23、上生坂24、下生野1、下生野2、下生野3、下生野4、下生野5、下生野6、下生野7、下生野8、下生野9、下生野10、小立野1、小立野2、小立野3、小立野4、小立野5、小立野6、小立野7、

小立野8、小立野9、小立野10、小立野11、小立野12、小立野13、小立野14、小立野15、小立野16、小立野17、小立野18・19、小立野20、日岐1、日岐2、日岐3、日岐4、日岐5、日岐6、日岐7、日岐8、日岐9、日岐10、日岐11、日岐12、日岐13、日岐14、日岐15、日岐16、日岐17、日岐18、草尾1、草尾2、草尾3・4、草尾5、草尾6・7、草尾8・9、草尾10、草尾11・12、草尾13、草尾14・15、草尾16、草尾17、草尾18、草尾19、草尾20・21、草尾22、昭津1、昭津2、昭津3・4・5、昭津6、昭津7、昭津8、昭津9、昭津10・11、昭津12、昭津13、昭津14、昭津15、昭津16、大日向1、大日向2、大日向3・4、大日向5・6、大日向7、大日向8、大日向9、大日向10、大日向11、大日向12、大日向13、大日向14、大日向15、大日向16・17、大日向18、宇留賀1、宇留賀2、宇留賀3、宇留賀4・5・6、宇留賀7、宇留賀8、宇留賀9、宇留賀10、宇留賀11、宇留賀12、宇留賀13、宇留賀14、宇留賀15、宇留賀16、宇留賀17、宇留賀18、宇留賀19、宇留賀20、宇留賀21、宇留賀22、古坂1、古坂2、古坂3、古坂4、古坂5、古坂6・7、古坂8・9、古坂10、古坂11、古坂12、古坂13、古坂14、宇留賀23及び宇留賀24

**2 指定の区域**

東筑摩郡生坂村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第549号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年9月29日

長野県知事 村井 仁

**1 土砂災害警戒区域の名称**

寺尾(1)、寺尾(2)、穴平、向山、矢の尻(1)、矢の尻(2)、切久保、花倉(1)、花倉(2)、神田(1・2)、神田(3)、神田(4)、神田(5)、追沢(6)、追沢(1)、風越、追沢(2)、追沢(3)、橋場(1)、橋場(2)、橋場(3)、橋場(4)、杖突(1)、杖突(2)、杖突(3)、宮の向、千原田、旭町、新町、寺尾(3)、寺尾(4)、穴平(2)、穴平(3)、二丁田(1)、二丁田(2)、切久保(2)、切久保(3)、向山(2)、向山(3)、向山(4)、神田(8)、神田(6・7)、平(1)、平(2)、平(3)、平(4)、追沢(4)、追沢(5)、安用(1)、安用(2)、安用(3)、安用(4)、安用(5)、杖突(4)、杖突(5)、杖突(6)、杖突(7)、杖突(8)、久保(1)、久保(2)、久保(3)、久保(4)、本町、境町(1)、千原田(4)、境町(2)、境町(3)、鹿島西(1)、鹿島西(2)、鹿島西(3)、鹿島、千原田(3)及び千原田(2)

**2 指定の区域**

上水内郡信州新町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第550号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年9月29日

長野県知事 村井 仁

**1 土砂災害特別警戒区域の名称**

馬乗石1、下辰野3、沢底1、山の神1、大石平、桜洞2、入村湯戸、大洞、硯沢、堂づる根下、中山1、中山2、東山、北湯舟1、南湯舟、辰高下、下町（林の下）、向袋、下辰野2、狐窪、仏明、桜洞1、日射場、夏明、河子沢1、二洞庵上、上の原、大久保、堂沢、松窪、北ノ沢2、ヨセラ、竹林、手綱切場、神主谷、中山3、竹の花土手、北湯舟3、富士塚泉水、榆沢川、五軒家川、五軒家川2、鶴井1、鶴井2、新町諏訪神社、神戸田、南原3、鳥居沢川、自郎沢、北ノ沢、北ノ沢7、北ノ沢8、日向林、大日尻、矢口、山際、矢沢1、矢沢2、二洞、自動車学校上、追の瀬、八島神社土手、次の下、小沢、横ブケ、中外垣上、妙見様、神主谷1、下越道1、下越道2、越道1、日陰、天神様、北の入、南沢、小寺坂下、地蔵堂、中尾、うばふところ向平、うばふところ、大たこうど、神道洞、中山4、大土手、越道、山の神2、高徳寺、富士塚、後阿原、平出山、駒奇1、駒奇2、よこやま、横手下、横手、笠根、横手上、天神様（鴻の田）、林久保、チドリコ1、チドリコ2、棚林、裏山1、裏山2、堂山、井出の清水、小見山、寺山窪、松ヶ丘南下、螢遊館下、螢遊館上、馬乗石2、山の尾下及び川向

**2 指定の区域**

上伊那郡辰野町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項**

別図に記載するとおり

砂防課

**長野県告示第551号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年9月20日

長野県知事 村井 仁

**1 土砂災害特別警戒区域の名称**

下生坂1、下生坂2、下生坂3、下生坂4、下生坂5・6、下生坂7、下生坂8、下生坂9、下生坂11、下生坂12・13、下生坂16、下生坂18、下生坂19、下生坂20、下生坂21、上生坂2・3、上生坂4、上生坂6、上生坂8、上生坂9・10、上生坂12、上生坂13、上生坂14、上生坂15、上生坂16、上生坂17、上生坂19、上生坂20、上生坂23、上生坂24、下生野1、下生野4、下生野5、下生野6、下生野7、下生野8、下生野9、下生野10、小立野1、小立野2、小立野3、小立野6、小立野7、小立野8、小立野9、

小立野10、小立野11、小立野12、小立野14、小立野15、小立野16、小立野17、小立野18・19、小立野20、日岐2、日岐4、日岐5、日岐7、日岐8、日岐9、日岐11、日岐15、日岐17、日岐18、草尾1、草尾3・4、草尾6・7、草尾8・9、草尾11・12、草尾13、草尾14・15、草尾17、草尾18、草尾19、草尾20・21、草尾22・昭津1、昭津3・4・5、昭津7、昭津10・11、昭津12、昭津13、大日向1、大日向3・4、大日向5・6、大日向8、大日向9、大日向10、大日向12、大日向14、大日向16・17、大日向18、宇留賀1、宇留賀2、宇留賀3、宇留賀4・5・6、宇留賀8、宇留賀10、宇留賀11、宇留賀12、宇留賀13、宇留賀14、宇留賀15、宇留賀17、宇留賀18、宇留賀19、宇留賀20、宇留賀21、宇留賀22、古坂1、古坂2、古坂4、古坂5、古坂6・7、古坂8・9、古坂11、古坂12、古坂13、古坂14、宇留賀23及び宇留賀24

**2 指定の区域**

東筑摩郡生坂村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項**

別図に記載するとおり

砂防課

**長野県告示第552号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年9月29日

長野県知事 村井 仁

**1 土砂災害特別警戒区域の名称**

寺尾(1)、向山、矢の尻(1)、矢の尻(2)、花倉(1)、神田(1・2)、神田(3)、神田(4)、追沢(6)、追沢(1)、追沢(2)、追沢(3)、橋場(1)、橋場(2)、橋場(4)、杖突(2)、杖突(3)、宮の向、千原田、旭町、新町、寺尾(3)、寺尾(4)、穴平(2)、穴平(3)、二丁田(1)、二丁田(2)、切久保(2)、切久保(3)、向山(2)、向山(4)、神田(8)、神田(6・7)、平(1)、平(2)、平(3)、平(4)、追沢(4)、追沢(5)、安用(1)、安用(2)、安用(3)、安用(4)、安用(5)、杖突(4)、杖突(5)、杖突(7)、杖突(8)、久保(1)、久保(3)、久保(4)、境町(1)、境町(2)、境町(3)、鹿島西(1)、鹿島西(2)、鹿島西(3)、鹿島、千原田(3)及び千原田(2)

**2 指定の区域**

上水内郡信州新町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項**

別図に記載するとおり

砂防課

**長野県告示第553号**

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成20年9月8日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成20年9月29日

長野県知事 村井 仁

	売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	みなみ信州農業協同組合松尾支所	飯田市八幡町2140	飯田市八幡町2140
旧		飯田市松尾2140	飯田市松尾2140

会 計 課

**長野県告示第554号**

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成20年9月22日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成20年9月29日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
アルピコ自動車学校諏訪	諏訪市大字四賀929-1	諏訪市大字四賀929-1

会 計 課

**長野県告示第555号**

昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部を次のように改正し、平成20年10月1日から施行します。

平成20年9月29日

長野県知事 村井 仁

別表第2中「商工組合中央金庫」を  
「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

会 計 課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年9月29日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成20年9月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人伊那市身体障害者福祉協会

3 代表者の氏名

竹松 猛

4 主たる事務所の所在地

伊那市山寺298番地1（伊那市福祉まちづくりセンター内）

5 定款に記載された目的

この法人は、伊那市内に住所を有する身体障害者及び家族、支援者等が団結と親睦を深め、自立と社会参加を目指すことを支援する事業を行い、障害者福祉の充実を図るとともに、広く社会福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年9月29日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成20年9月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人共同生活サポートクラブ

3 代表者の氏名

中根 栄子

4 主たる事務所の所在地

上田市大屋170番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対するグループホーム、ケアホームなどの在宅介護事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室